

第9回せたがや国際メッセ 実施要領

◆開催概要

- (1) 名 称：第9回せたがや国際メッセ
- (2) 主 催：世田谷区・公益財団法人せたがや文化財団（せたがや国際交流センター）
- (3) 趣 旨：SDGs の考え方に基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現とともに、東京 2020 大会のレガシーである「共生のまち世田谷」の実現及び多文化共生社会の構築に向け、区民が多様な文化を知り・触れることのできる国際交流イベントとして開催する。
- 来場者に対する多文化共生、国際交流、国際協力への意識啓発を図るとともに、参加・出展する区民団体や国際協力団体等の活動充実やPR、参加団体同士の連携の創出、新たな交流の担い手の育成を目指す。
- (4) 会 場：世田谷区民会館（所在地：世田谷区世田谷 4-21-27）
- (5) 開催日時：令和 8 年 2 月 28 日（土）11 時～16 時（予定）
設営時間：同日 9 時～11 時
リハーサル時間（予定）：
令和 8 年 2 月 27 日（金）16 時～または 2 月 28 日（土）9～11 時
- (6) 内 容：出展スペース
（予定）（各国工芸品・民芸品や食品の販売、展示、団体 PR 等）
- 体験コーナー
（日本文化、海外文化の体験）
- ステージイベント
（世界の伝統芸能（踊り、楽器、芝居等）や多言語を使用したステージ）
※15：00～16：00 は第 7 回ホストタウンコンサートを開催予定。
- English Table**
（区内大学に在学する留学生と英会話を通じてコミュニケーションを図る）
- 展示コーナー
（多文化共生や国際交流に関わる情報のパネル展示）

◆募集

(1) 募集内容 (予定)

①出展スペース (募集数 10 スペース程度)

会場：エントランスホールもしくはホワイエ

- ・各国工芸品、民芸品等の販売・配布、展示。
- ・各国食品の販売・配布

(会場での調理等は不可、ホール及びホワイエを除き飲食は可)

- ・出展団体のパネル、ポスターの展示、チラシの配布 等

②ステージ出演 (募集数 5 団体程度)

会場：ホール

- ・各国特有の踊り、楽器、芝居等
- ・1 団体あたりの出演時間は 5 分～10 分とする。(転換時間含まず)
- ・必要に応じてリハーサル実施 (時間割は別途調整、なお、バンド演奏等セッティングに時間を要する団体は前日リハーサルとする場合がある)

③体験コーナー (募集数 3 団体程度)

- ・日本文化、海外文化の体験やワークショップ

④展示コーナー (募集数 3 団体程度)

- ・多文化共生や国際交流に関するパネル展示等

(2) 仕様 (予定)

①出展スペース エントランスホール

W2,000mm×D2,500mm×H2,000mm 程度 (1 スペースあたり)

②体験コーナー 2 階ラウンジ

W5,000mm×D5,000mm 程度 (希望団体数・用途に応じて調整する)

③展示コーナー エントランスホール (半地下側)

展示パネル (W900mm×H1800mm 程度) 1～2 枚分

(3) 付属品及び装飾等 (予定)

①出展スペース ・長机 (W1,800mm×D450mm×H700mm 程度) 2 台

- ・展示パネル (W900mm×H1800mm 程度) 2 枚
- ・スタッキングチェアまたは折り畳みイス 3 脚
- ・出展団体名看板 (W900mm×H300mm 程度) 1 枚

②ステージ ・ホール附帯設備、マイク、机、椅子等

③体験コーナー ・テーブル

- ・椅子
- ・展示パネル (W900mm×H1800mm 程度)
- ・マット (W600mm×D600mm 程度) 80 枚程度

④展示コーナー (2) ③のとおり

※その他必要な物品は出展・出演者において用意すること。

※会場の電気供給可能量に限りがあるため、電気器具の使用は原則事前申請を行ったものに限る。また、全体の電気使用状況によっては使用を一部制限することがある。

※展示スペース内にポスター、パネル、旗等を掲示する際は弱粘着性のセロテープ、両面テープ、養生テープを使用すること（画鋸不可）。また、独自の立て看板、のぼり旗等は会場表示物、設置物を覆い隠さず、来場者に危険が及ばない範囲で設置を可とするが、出展スペース内に収めること。

(4) 出展料

無 料

(5) 応募資格

- ①区内に事務所または活動拠点がある団体であること、または区内で活動実績がある団体であること（応募多数の場合、前者の条件を満たす団体を優先する）
- ②規約や定款に基づき活動し、団体として独立して会計処理を行っていること
- ③出展、出演内容が営利を目的としたものでないこと
- ④出展、出演内容が、以下の主旨（下記枠内）にかなっていること。

・各国の文化の紹介 ・国際協力活動に関する周知・啓発 ・国際相互理解の促進
・外国人（日本国籍を有する外国出身者を含む。以下同じ。）への生活支援に係る周知・啓発等
・日本人と外国人との交流促進 ・多文化共生の意識づくり、偏見・差別の解消 等

(6) 食品を取り扱う場合の遵守事項

- ①出展が決定した際は、世田谷保健所宛の「行事における臨時出店届」を文化・国際課に提出すること。届出のないものは提供を不可とする。
- ②必ず保健所職員の指示に従い、衛生面に十分注意すること。当日は保健所による立入検査が実施される場合がある。
- ③食品の内容によっては保健所指示等により提供できないものがある。
- ④安全管理および衛生対策を踏まえ、**会場内での調理は不可**とする。保冷・保温のみ可。あらかじめ仕込んだものを持ち込むこと。
- ⑤生もの（刺身、すし等）及び生クリームは取り扱わないこと。
- ⑥食品の販売は、団体が紹介する国や文化に関連があるもののみとする。

(7) 応募方法等

応募希望者は、以下①及び②の書類を作成し、電子申請（この場合、申込書の提出は不要）、**FAX**、郵送、持参（開庁日のみ）いずれかの方法で事務局に提出するものとする。応募多数の場合、出展及び出演内容を考慮のうえ抽選にて決定とする。区分（例：出展スペースとステージ）が重複する申込みも可とするが、応募多数の場合でもまた応募内容を考慮のうえ、いずれかへの参加もしくは抽選の対象とする。

①申込書（別紙 1～4（該当するものを提出））

②「定款・規約・会則等」団体の目的や運営方法が分かる書類

出展・出演の決定は、10月中旬以降に事務局より通知する。

申込期限：9月30日（火）（消印有効）

③電子申請フォーム→

<https://logoform.jp/form/JqMJ/1182027>



(8) 出店スペース区画の決定

区画の決定は、主催者において出展の内容等を考慮のうえ決定する。

(9) 損害責任

①出展・出演者の不注意により会場内の備品・設備等に損害を与えた場合は弁償すること。

②天災、疫病、その他の不可抗力により、イベントが中止になった場合、出展・出演者への補償は行わない。

◆出展及び出演団体向け事前説明会

(1) 予 定 日 令和8年1月16日(金) 18:30～(予定)

(2) 開催方法 対面開催

(3) 会 場 世田谷区民会館集会室(地下1階)

(4) 対 象 ブース出展団体、ステージ出演団体、体験コーナー等

(5) 内 容 団体顔合わせ、イベント概要や注意事項等の説明

(6) そ の 他 詳細は出展・出演決定時に通知する。

(7) 留 意 点 開催当日のトラブル防止のため可能な限り出席すること。

◆遵守事項

(1) 安全管理

出展物等の保管・管理は出展者の責任において管理すること。万一の事故、盗難等について、主催者は一切の責任を負わないものとする。

(2) ごみ等の処分

出展及び出演に伴うごみは、出展者及び出演者が責任をもって処理するものとし、会場内のごみ箱等への廃棄は禁止とする。

(3) 募金活動

募金活動は禁止とする。

(4) クレームの処理

出展物及び出展に関する来場者等からのクレームについては、出展者の責任において処理することとし、主催者は一切の責任を負わないものとする。

(5) 搬入・搬出

会場への搬入・搬出は令和 8 年 2 月 27 日（金）もしくは 28 日（土）とし、以下に記載する時間を厳守とする。

・搬入時間（予定）：

2 月 27 日（金） 17 時以降

2 月 28 日（土） 9 時～11 時

※車で搬入を行う団体は、別途時間を指定することがある。

・搬出時間：2 月 28 日（土）16 時以降

(6) 駐車場

現在調整中のため、詳細は出展・出演決定後に別途通知する。

※原則として、1 団体につき 1 台までとする。

(7) 取材・撮影

広報、記録目的の取材や撮影が行われる場合がある。

◆申し込み先、問い合わせ先

事務局：世田谷区生活文化政策部文化・国際課

〒156-0043 世田谷区松原 6-3-5

TEL : 03-6304-3439 FAX : 03-6304-3710